

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年2月17日（水）15時00分～15時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

高松専門職、横山係長

伊藤係長（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、2月17日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 申請の背景
 - ✓ 放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）は、福島第一原子力発電所で発生する瓦礫類等の分析対象物の性状を把握することにより、処理・処分方策とその安全性に関する技術的な見通し等を得ることを目的としている。
 - ✓ 現在、第1棟は2021年6月頃竣工を目指し工事継続中であり、竣工後は、放射性物質を用いない状態での試験的な運用に着手、その後本格運用に向けて段階的に試験的運用を進めていくこととしている。
 - 変更内容
 - ✓ 第1棟の設置・運用に伴い、周辺監視区域境界変更を行い、第1棟を管理対象区域内とする必要がある。そのため、周辺監視区域境界変更に関わる箇所並びに管理区域図及び管理対象区域図を変更する。
 - ✓ また、工業標準化法の改正に伴う記載の適正化を行う。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
 - 今回口頭で説明のあった新たに設ける第1棟の管理対象区域への入退域管理設備について、本申請での位置づけとともに当該管理設備の入退域時の作業員の動線及び入退域の手順を含め、詳細が分かるように説明すること。

6. その他

資料：放射性物質分析・研究施設第1棟の運用に伴う実施計画Ⅱ、Ⅲの変更について